平成２６年（フ）第５２３号
兵庫県姫路市飾磨区今在家1427番地７
債務者　田路　雅子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５２７号
兵庫県姫路市花田町加納原田942番地11
債務者　新田　貴志
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３１５号
奈良県生駒市辻町78－６　Ｐ３－Ｄ－404、住民票上の住所大阪府寝屋川市梅が丘１丁目２番20－103号
債務者　田中亜矢こと　清家　亜矢（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３７０号
奈良県桜井市大字上之庄543番地の１　205号
債務者　塩田　延明
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３７１号
奈良県桜井市大字上之庄543番地の１　205号
債務者　塩田由起子
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３７４号
奈良県生駒郡斑鳩町稲葉車瀬１丁目18番16号
債務者　板井　敦子
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３７７号
奈良県生駒市桜ヶ丘３番16号
債務者　寺西　令子
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１５３号
愛媛県四国中央市村松町596番地１、前住所愛媛県四国中央市村松町591番地の５
債務者　曽根　徳明
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１５５号
愛媛県新居浜市垣生６丁目10番36号、前住所愛媛県新居浜市東雲町３丁目７番222号
債務者　石川由希子（旧姓薦田）
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１５８号
愛媛県西条市古川甲252番地５　古川２区407号
債務者　宇佐美照夫
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第５５号
愛媛県宇和島市津島町泥目水196番地
債務者　濵田　孝代
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第２４３号
福岡県久留米市小頭町２番地１　ライオンズマンション六ツ門第２－601、住民票上の住所福岡市博多区博多駅東３丁目５番８－610号
債務者　江藤　　實
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第６４８号
北九州市八幡西区木屋瀬２丁目16番24号109号室
債務者　大石　　晋
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３５６号
大分市王子中町６番33号
債務者　原田　達也
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３６２号
大分市敷戸新町１番３－402号
債務者　榎本ツギ子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３７４号
大分市大字羽屋226番地の１　グリーンビル羽屋207
債務者　甲斐　晃勝
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３６号
鹿児島県志布志市志布志町志布志2638番地18海洋団地１号棟404号
債務者　原　　浩之
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係